



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

合同運用指定金銭信託スキーム  
グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金用途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

評価対象

三菱 UFJ 信託銀行株式会社  
合同運用指定金銭信託スキーム  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 概要

三菱 UFJ 信託銀行株式会社（三菱 UFJ 信託）は、1927 年に創業し、2005 年に三菱信託銀行株式会社と UFJ 信託銀行株式会社が合併して成立した、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの中核企業である。三菱 UFJ 信託が属している三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）は、持株会社の傘下に株式会社三菱 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社等の金融子会社を有する総合金融グループであり、グループの総連結資産は国内最大の規模を有している。

MUFG は、グループとして環境・社会課題解決と持続的成長の両立をめざし、2021 年 4 月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」及び「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の 3 つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待と MUFG の事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を特定してい

る。三菱 UFJ 信託においても、グループにおける環境問題を中心とした ESG への課題解決について、上記の「MUFG Way」や、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」を行動指針として自社の取り組みを推進している。

一般の評価対象は、三菱 UFJ 信託が組成する合同運用指定金銭信託（本合同金信）を運用するためのグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本合同金信（ベビーファンド）で投資家から集めた資金は、マザーファンドである合同運用指定金銭信託を通じて三菱 UFJ 銀行を貸付人とするグリーンビルディングを資金使途とする貸付債権等の取得に充当される。JCR は本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021 年版）<sup>1</sup>」及び「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）<sup>2</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2023 年 6 月 15 日に本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、三菱 UFJ 信託が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

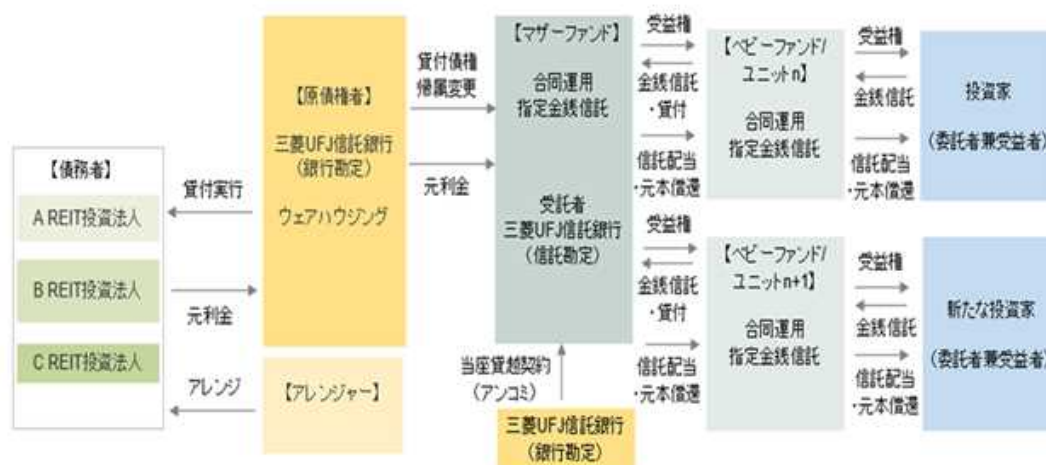


図 1：スキーム図<sup>3</sup>

三菱 UFJ 信託は本フレームワークの中で、資金使途を一定以上の認証水準を有するグリーンビルディングとしている。(DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、CASBEE B+ランク以上、BELS 3 つ星以上、LEED Silver 以上のいずれかを取得又は今後取得予定の物件としている。JCR は、三菱 UFJ 信託の定めた適格クライテリアは環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

三菱 UFJ 信託は、環境に関する明確な方針のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。本合同金信を実行するためのプロセス及び資金管理体制は適切に構築されており、レポート

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf> (pp.21-72)

<sup>3</sup> 出典：三菱 UFJ 信託より提供

内容も明確に定められている。以上より、JCRは、三菱UFJ信託の管理・運営体制は引き続き適切であると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスに係るプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポーティング及びインパクトレポーティングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法でフレームワーク変更後も適切に開示される体制が整備されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

三菱 UFJ 信託は、本フレームワークの対象となる商品の拡大に伴い、以下の通り本フレームワークを変更している（太字・下線部分に変更箇所）。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク（変更後）

##### 【調達資金の使途】

本件評価対象は、三菱 UFJ 信託銀行、三菱 UFJ 銀行が法人（以下、借入人）向けに実行した貸付債権を裏付とした実績配当型合同運用指定金銭信託スキーム。当該貸付債権の資金使途は、以下のグリーン適格クライテリア（※）の要件を満たすグリーンビルディング（以下、グリーンビルディング）に係る開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費とする。

（※）グリーン適格クライテリア（グリーン適格カテゴリー：グリーンビルディング）

以下の分類において少なくとも一つの認証を取得した（あるいは取得予定の）新規・既存又は改修建築物。

（i） DBJ Green Building 認証：3 つ星以上（最上位から 3 つ目まで）

（ii） CASBEE：B+ランク以上（最上位から 3 つ目まで）

**※自治体版 CASBEE は工事完了日から 3 年以内のものに限る**

（iii） BELS（R6 基準）：以下のとおり

**・非住宅…4 以上**

**・再生可能エネルギー設備がある住宅…3 以上**

**・再生可能エネルギー設備がない住宅…4 または 3**

**BELS（H28 基準）：3 以上（最上位から 3 つ目まで）**

**※物流施設・工場等において 3 つ星は BEI=0.75 以下とする**

（iv） LEED：Platinum, Gold, Silver（最上位から 3 つ目まで）

**※Silver において LEED BD+C は v4 以降とする**

**（v） 低炭素建築物認定**

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

三菱 UFJ 信託は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 認証の適格ランクの変更、LEED の範囲の明確化及び低炭素建築物認定の追加を行っている。

本フレームワークにおいて、今回変更の対象となる CASBEE、BELS 及び低炭素建築物認定の概要を以下に示す。

### CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B- ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、三菱 UFJ 信託が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

### BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m<sup>2</sup>以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対して



は、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

三菱 UFJ 信託が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は評価している。

#### LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60～79 ポイント）、Silver（50～59 ポイント）、Certified（標準認証）（40～49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

三菱 UFJ 信託が適格クライテリアとして定めた Silver 以上の水準は、高いエネルギー効率を有する建物が取得できる認証レベルと考えられ、資金使途として適切であると JCR は評価している。

#### 低炭素建築物認定

低炭素建築物認定は、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法 | 2012 年 12 月施行）に定める低炭素建築物としての要件を満たす物件に対して、所管行政庁が認定を付与する制度である。低炭素建築物の認定に係る具体的な要件としては、①外皮性能及び一次エネルギー消費性能の誘導基準への適合、②再生可能エネルギー設備の導入、③省エネ量と再生可能エネルギー利用設備で得られる創エネの合計が基準一次エネルギー消費量比▲50%以上（③は戸建て住宅のみ）、④低炭素化に資する措置（節水対策、EMS 導入等）の実施が設定されている。当該認定制度は、建築物の省エネ性能に関して ZEH・ZEB 水準を要求するものであることから、本認証についても、「グリーンボンド原則」で定義されるグリーンプロジェクト分類における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証」に相当すると JCR は評価している。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象していると評価している。



## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

三菱UFJ信託は、プロジェクトの選定プロセスについて、一部変更を行っている。変更前後の内容は下記のとおりである（太字・下線部分に変更箇所）。

### プロセスにかかる本フレームワーク（変更後）

#### 1. プロジェクト選定関与者

- (1) 三菱UFJ信託銀行：オルタナティブ**商品開発部**、法人マーケット統括部、資産金融部
- (2) 三菱UFJ銀行：顧客担当部店・ソリューションプロダクツ部・サステナブルビジネス部

#### 2. プロジェクト選定プロセス

- (1) 本件評価対象の組成にあたり、資産金融部を起案者、法人マーケット統括部を決裁者とする社内稟議を起案・承認するプロセスをとる。（決裁権限者は当該業務担当取締役であり、当該役員が適宜権限委譲している。）

また、オルタナティブ**商品開発部**は、本件評価対象の裏付資産として、資金使途をグリーンビルディングの開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費とする貸付債権を組み入れることが適切である旨を確認し、資金の運用を決定する。

- (2) 三菱UFJ銀行は、借入人に対する貸付債権について、弊社へ譲り渡す貸付債権の資金使途がグリーンビルディングの開発・建設資金及び関連諸経費であることを確認し、当該貸付を実行する。
- (3) 三菱UFJ信託銀行は借入人に対する貸付債権について、資金使途がグリーンビルディングの開発・建設・取得資金（既存借入の借換えを含む）及び関連諸経費であることを確認し、当該貸付を実行する。

### 【本フレームワークに対するJCRの評価】

JCRでは本フレームワークに記載されたプロセスについて、前回評価時点において適切と評価している。今回の変更点は、プロセスに関わる部署の統合を受けてのものである。変更点は、形式的なものであり、プロセスは引き続き適切に行われるとJCRでは評価している。また、JCRの評価レポート等により選定基準及びプロセスについて開示が行われていることから、透明性も引き続き担保されていると判断している。

### 3. 調達資金の管理

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### 調達資金の充当計画

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

##### 調達資金の追跡管理の方法

本件評価対象へ投資された投資資金が実質的に裏付資産の取得に向けられていることは、信託約款において明確に定められる。

実務においては、弊社資産金融部の事務担当課/Gにて、信託に関する経理・決算業務を行い、投資家に対する期中および信託期間満了時の配当交付および元本償還を行う。また、決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し、投資家に報告を行う。なお、当該業務は原則として専用の管理システムおよびツール等を用いて行うほか、対外交付前に適切な権限を有する者にてチェックを行う体制とする。

##### 追跡管理に関する内部統制および外部監査

本件評価対象へ直接的な内部監査や会計監査の予定はないが、監査部ないし部門統括部署等による不定期な監査が実施されることがあるため、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保される。

また、本件評価対象について決算期間ごとに信託財産に係る報告書を作成し投資家へ報告を行うことで、定期的に外部投資家の確認を受ける体制とする。

##### 未充当資金の管理方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当する。

なお、当該貸付にて借入人が資金を調達したのち、当初対象としていたグリーンビルディングが期中に適格クライテリアを満たさないこととなった場合には、本フレームワークの枠組みないしその他の販売ルート等を活用し投資家へ適時適切に案内を行う想定。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

## 4. レポートニング

### レポートニングにかかる本フレームワーク

#### 資金の充当状況に関する開示方法

本件評価対象へ投資された投資資金は、その全額（ただしスキームの維持運営のために必要な余資として別途個別に決定する金額を除く）を、裏付資産である貸付債権の譲受に係る代金に速やかに充当し、その旨を本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上にて案内予定。

#### インパクト・レポートニングの開示方法及び開示頻度

##### 1. 開示方法

借入人による、当該グリーンビルディングにかかる環境改善効果等の開示内容を踏まえて、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上、もしくは決算期間毎の運用報告にて案内予定。

##### 2. 開示頻度

借入人と個別に調整の上で、本件評価対象の信託期間終了までに実施予定。

#### インパクト・レポートニングにおける KPI (Key Performance Indicator)

借入人による開示内容を踏まえて、本件評価対象の信託期間終了までに、本件評価対象の広告・販売用 WEB ページ上、もしくは決算期間毎の運用報告にて案内予定。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニング体制について、前回評価時点において適切であると評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、三菱 UFJ 信託のホームページにおいて、資金充当レポートニング、インパクトレポートニングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

## 5. 組織のサステナビリティに係る取り組み

### 三菱UFJフィナンシャル・グループのサステナビリティに関する取り組み

三菱UFJフィナンシャル・グループは、グループとして環境問題・社会課題解決と持続的成長の両立を目指すべく、2021年4月に経営ビジョンを「MUFG Way」として改称し、「存在意義（パーパス）」、「共有すべき価値観（バリューズ）」及び「中長期的に目指す姿（ビジョン）」の3つを定めた。グループでは「存在意義」のスローガンである「世界が進むチカラになる。」を起点として、世の中の期待とMUFGの事業領域との親和性の両面から、マテリアリティとして優先的に取り組むべき10の「環境・社会課題」を特定している。

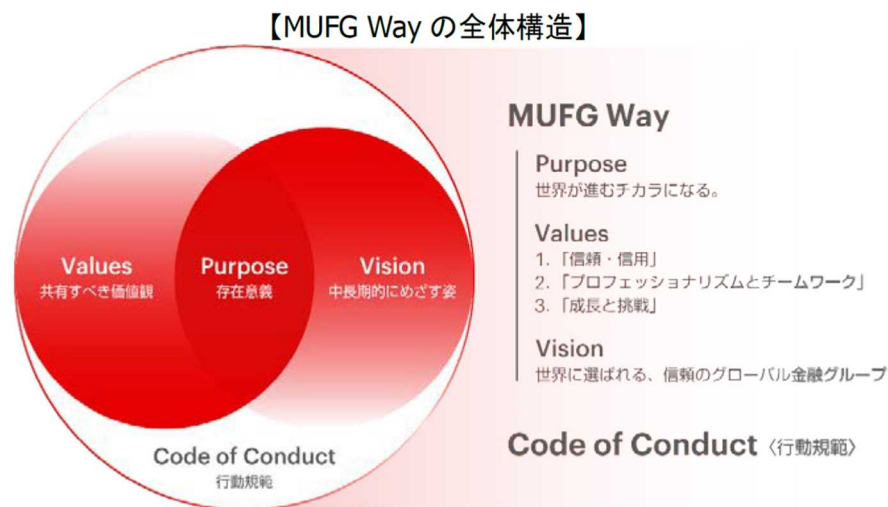


図2：サステナビリティ・ストーリー（MUFG Wayの全体像）<sup>4</sup>



図3：サステナビリティ・ストーリー（MUFGのマテリアリティ）<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 出典：MUFG ウェブサイト

<sup>5</sup> 出典：MUFG ウェブサイト

また、グループとして持続可能な社会の実現、そして SDGs の達成への貢献のため、2019 年度から 2030 年度までに累計 35 兆円（内、環境分野で 18 兆円）のサステナブルファイナンスの実施をめざす、「サステナブルファイナンス目標」を掲げた。2021 年 5 月には上記「存在意義」に基づいた具体的な行動計画を基に 2050 年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ、及び 2030 年までに当社自らの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成するという「MUFG カーボンニュートラル宣言」を掲げるなど、急速に環境・社会に対する取組みを強化している。本合同金信の裏付けとなる貸付債権の実行は、上記のサステナブルファイナンス目標に資するものであり、MUFG のサステナビリティに間接的に寄与する商品となる。

MUFG では、委員長であるグループ CSuO (Chief Sustainability Officer)、グループ CEO、CSO、CFO 等から構成されるサステナビリティ委員会でサステナビリティに係る審議を行っている。経営企画部が取り纏めを行っており、グループ各社との連携も行っている。

### 三菱 UFJ 信託銀行のサステナビリティに関する取組み

三菱 UFJ 信託は、サステナビリティ活動として、「私達は、『安心・豊かな社会』を創ることを目指し、様々な社会課題の解決を通じて、社会・お客さまの持続的な成長のために、企業市民として、たゆまぬ活動を続けていきます。」を掲げている。具体的には、「MUFG Way」、優先的に取り組むべき 10 の「環境・社会課題」を参照し、グループの環境方針である「MUFG 環境方針」及び「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を行動指針として環境問題・社会課題解決に資する取組みを推進している。

三菱 UFJ 信託はグループ内で信託機能を有している唯一の信託銀行として、再生可能エネルギー資産を対象としたリニューアブルトラスト等を通じて、グリーンプロジェクトを持つ企業への資金供給と投資家への投資機会の提供の両面において信託を通じた環境問題解決へ貢献している。グリーンビルディングを資金使途とした金融商品に関しては本フレームワークで捕捉している通り、複数のカテゴリの借入人、個人及び法人の投資家を対象とし、より幅広い運用が期待される。

三菱 UFJ 信託においては、法人マーケット統括部が本合同金信を所管する資産金融事業に関してのサステナビリティに係る取組みを担当している。また、三菱 UFJ 信託全体としてのサステナビリティ推進は、経営企画部が担っている。一方受託資産のサステナブル投資の観点では、サステナブルインベストメント部がアセットマネジメント事業全体のサステナビリティに関わる業務戦略の企画・立案、推進及び広報・対外折衝を行っており、商品によって関連部署とともにサステナブル投資の拡充を推進している。これらのサステナビリティに係る取組に際しては、三菱 UFJ フィナンシャル・グループの各社を含め、適切に社外の知見も活用している。

以上より、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ及び三菱 UFJ 信託では、経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する社内外の専門家が組織としてサステナビリティに関する取組みに関与していると JCR では評価している。

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・永安 佑己



## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体および/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コモディティ・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル